

事務連絡  
令和5年7月5日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための  
有床診療所の医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力に係る改修等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで新型コロナウイルス感染症対策に関する取組の一環として、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握を目的に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について（協力依頼）」（令和2年3月26日付け事務連絡）に基づき、各医療機関等に対し、日次及び週次の情報について医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力を依頼しているところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）」（令和5年4月20日付け事務連絡）においてお示ししているとおり、一般の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を契機に、調査項目を改めて見直し、病院に加え新型コロナウイルス感染症の確保病床を有する有床診療所においても、病床の使用状況及び受入可能病床数等、入院受入状況について入力できるよう、改修を実施したところです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療体制については、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、有床診療所も含め、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。4月に各都道府県で策定いただいた「移行計画」において、今後の入院患者の受け止めの方針として、約7,300機関の病院及び約1,000機関の有床診療所で、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる体制、また、原則医療機関間で入院調整を行う方針であることを確認しています。こうした移行に当たっての環境整備として、確保病床を有する有床診療所以外の有床診療所（病床を有する診療所）においても、病床の使用状況及び受入可能病床数等、入院受入状況について入力できるよう、改修を行うこととしました。

その具体的な内容について、下記のとおり整理しましたので、ご了知いただくとともに、管内の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関、外来対応医療機関等、後方支援医療機関及びこれらの医療機関の実績等を取りまとめて報告を行う郡市区医師

会・都道府県医師会等の関係団体に対して、別紙により周知の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、円滑な体制構築に資することから、以下の点についてもあわせて関係機関に、再度周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・ 有床診療所も含め、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関においては、G-MIS でコロナ入院患者の受入可能病床数及びコロナ入院患者を受け入れた場合の入院患者数の入力を徹底していただきたいこと
- ・ 外来対応医療機関等においても、特に医療機関間で入院調整を行う場合等に G-MIS の「地域病床見える化」機能を積極的にご活用いただきたいこと

## 記

### 1 改修対象の医療機関

- ・ 病床を有する診療所（以下「対象医療機関」という。）
  - ※ 令和5年4月処理分の各厚生局の保険医療機関の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）をもとに、病床を有すると確認がとれた診療所を対象とします。
  - ※ 既に改修を終えている確保病床を有する診療所や、改修時点でG-MIS IDを所有していない診療所は除きます。
  - ※ 病床・外来機能報告など、他の目的でG-MIS IDを所有する場合も、改修対象になることについて、あらかじめご了承ください。
  - ※ 対象医療機関についての相談事項や医療機関からの申し出がある場合には、貴部局でとりまとめた上で、個別にご相談ください。

### 2 改修日程について

- ・ 令和5年7月12日（水）14:00～16:00 の日程で、システム改修を行います。
- ・ 令和5年7月12日（水）実績日分から、病床の使用状況及び受入可能病床数等、入院受入状況について入力が可能となります。

### 3 留意事項

- ・ 本改修により、対象医療機関の情報も「地域病床見える化」に表示されることについて、あらかじめご了承ください。
- ・ 病床・外来機能報告など、他の目的でG-MIS IDを所有している場合には、本改修により、新型コロナウイルス感染症の日次及び週次調査画面が追加されます。恐れ入りますが、入力にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 本改修に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更による入院調整体制の移行に向けた「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」の改修等について」（令和5年4月11日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制

の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）」（令和5年4月20日付け事務連絡）を改正していますので、あわせてご確認ください。

#### 4 改修後の対応について

- ・ 月に一回、各厚生局の保険医療機関の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）を元に、対象医療機関の更新作業を実施します。
- ・ 更新に用いる情報は、精査の兼ね合いから、2ヶ月程度遅れることについて、あらかじめご了承ください。

#### 5 照会先

- ・ G-MIS のログインID（ユーザ名）、パスワードに関する問い合わせ  
厚生労働省 G-MIS 事務局  
メールアドレス：[password@g-mis.net](mailto:password@g-mis.net)  
本人確認の為、必ず「医療機関名」「医療機関住所」「代表者電話番号」「ご担当名」を記載の上、お問い合わせください。
- ・ G-MIS の入力等の操作に関する問い合わせ  
厚生労働省 G-MIS 事務局  
電話番号：0570-783-872
- ・ その他の本改修に関する問い合わせ  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部医療班  
メールアドレス：[corona-iryou@mhlw.go.jp](mailto:corona-iryou@mhlw.go.jp)

#### 6 G-MIS に関する Q&A

よくあるご質問は下記をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001113314.pdf>

以上